

(別 案)

第9号議案 定款の変更について

【定款変更理由書】

本組合においては、長年に亘り共同受電事業を行なってきたが、平成28年度から九州電力への移管を段階的に進め、令和2年度をもって作業が完了した。そこで、定款第7条（事業）第1号に規定する共同施設を「道路、用排水、電力、貯木場など」から「土地、建物、駐車場など」へ実態に合わせて整備するほか、同条第3号に規定する「中小企業金融公庫、国民生活金融公庫」を統合後の「日本政策金融公庫」に変更する。

また、組合員の減少に伴い、理事の定数確保が難しくなりつつあるため、定款第27条に規定する理事の定数を「13人以上17人以内」から「11人以上15人以内」に変更するほか、定款参考例に倣って定款第8条に暴力団排除に係る文言を追加し、関連条文である第13条と第27条も変更する。

新旧条文対照表

新条文	旧条文
<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の事業に関する<u>土地、建物、駐車場</u>などの共同施設の設置及び管理</p> <p>(2) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ</p> <p>(3) 銀行、信用金庫、信用協同組合、<u>日本政策金融公庫</u>、商工組合中央金庫に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取り立て</p> <p>(4) 組合員及び従業員の福利厚生に関する事業</p> <p>(5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の事業に関する<u>道路、用排水、電力、貯木場</u>などの共同施設の設置及び管理</p> <p>(2) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ</p> <p>(3) 銀行、信用金庫、信用協同組合、<u>中小企業金融公庫、国民生活金融公庫</u>、商工組合中央金庫に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取り立て</p> <p>(4) 組合員及び従業員の福利厚生に関する事業</p> <p>(5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業</p>

新条文	旧条文
<p>に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</p> <p>(6) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結</p> <p>(7) 組合員のために行う団地内の環境整備及び新たな共同経済事業等の調査研究</p> <p>(8) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>(組合員の資格等)</p> <p>第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の団地内に土地を所有し、工場又は事業場を設置する小規模の事業者とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。</u></p> <p><u>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）</u></p> <p><u>(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者</u></p> <p><u>(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者</u></p> <p><u>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認</u></p>	<p>に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</p> <p>(6) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結</p> <p>(7) 組合員のために行う団地内の環境整備及び新たな共同経済事業等の調査研究</p> <p>(8) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の団地内に土地を所有し、工場又は事業場を設置する小規模の事業者とする。</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;"><u>められる者</u></p> <p>(除名)</p> <p>第14条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。</p> <p>(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員</p> <p>(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員</p> <p>(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員</p> <p>(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員</p> <p>(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員</p> <p>(6) <u>第8条第2項各号の一に該当する組合員</u></p> <p>(役員の数)</p> <p>第27条 役員の数数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>11人以上15人以内</u></p> <p>(2) 監事 2人又は3人</p> <p><u>2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(実施の時期)</p> <p>この定款の一部改正は、定款変更認可の日(令和3年 月 日)から施行する。</p>	<p>(除名)</p> <p>第14条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。</p> <p>(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員</p> <p>(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員</p> <p>(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員</p> <p>(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員</p> <p>(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第27条 役員の数数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>13人以上17人以内</u></p> <p>(2) 監事 2人又は3人</p>